

「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する 調査研究」 報告書

概要版

2018年7月

目次

第1章	調査研究の概要	2
第2章	新分野の経済活動の統計的捕捉に関する文献研究	6
第3章	国内における実態把握調査	12
第4章	サービス統計における計測研究	16
第5章	新分野の経済統計の構築に向けた課題整理	34
付録	参考文献一覧	37

※本調査報告書概要は、株式会社三菱総合研究所への委託調査を踏まえ内閣府にて改めて結果を整理したものである。

第1章 調査研究の概要

- 1. 1 本調査研究の目的
- 1. 2 調査研究の概要

1. 1 本調査研究の目的

新分野の経済活動の実態を把握し、今後の統計構築に向けた課題・取組方針を整理する。

背景・問題意識

- 正確な景気動向判断や我が国経済構造の正確な把握を通じて、国民の合理的意思決定の基盤となるGDP統計については、特に欧米諸国において客観的なエビデンス・ベースでの政策立案に資する統計の整備が進められており、我が国においても、平成28年12月21日の経済財政諮問会議において「統計改革の基本方針」が示され、GDP統計を軸とした経済統計の改善方針が提起されたところである。
- このうち、GDPの7割を占めるサービス産業に関しては、情報通信関連技術の発展や経済のサービス化などその環境変化が著しく、近年、シェアリング・エコノミーや広告料収入のみで運営するインターネット上の無償サービス等、新たな経済活動が急速に普及・拡大しつつあり、このような業態を経済統計でどのように把握するのかが重要な問題となっている。

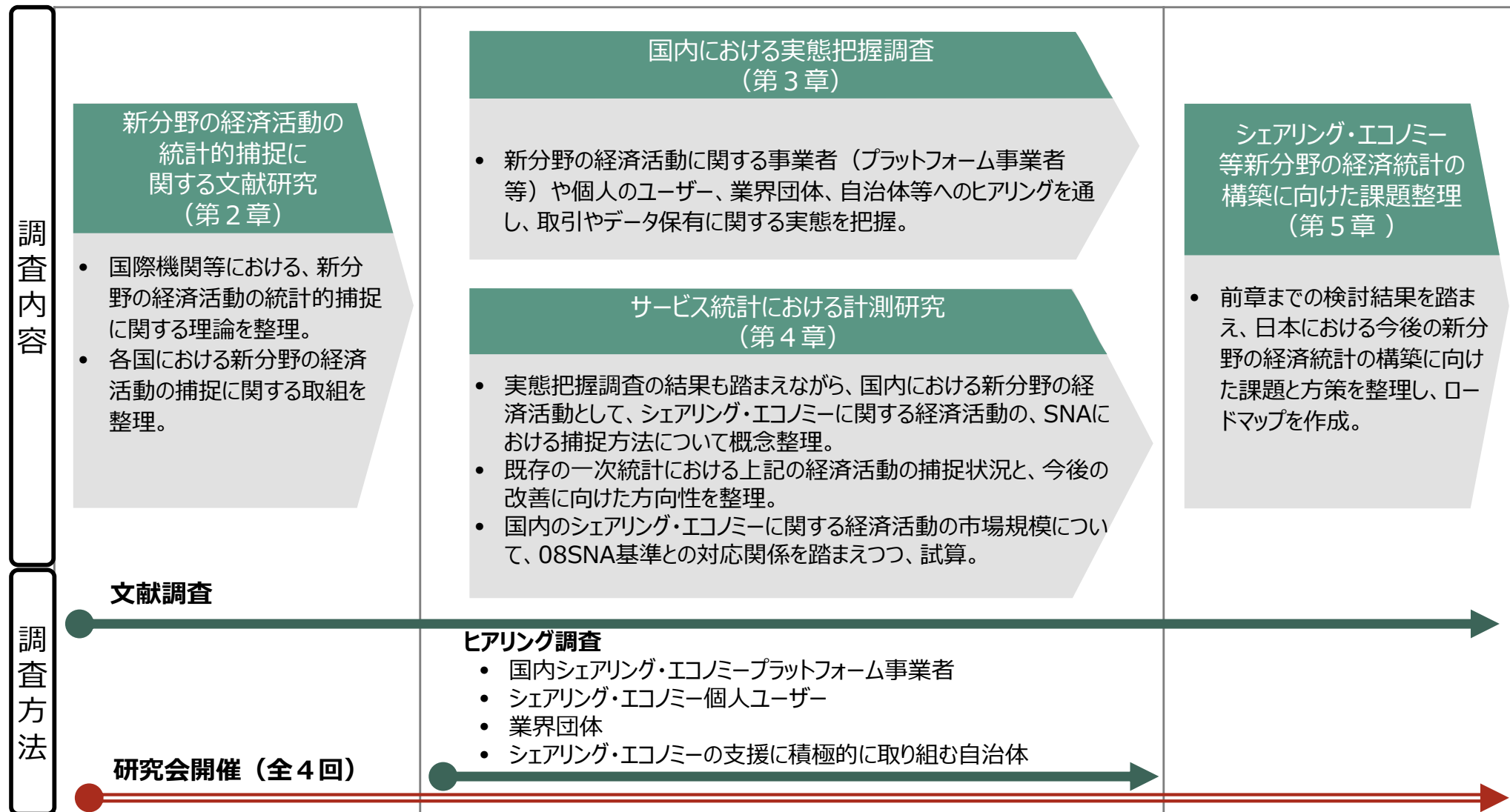
本調査研究の目的

- 本調査研究の目的は、以下の論点について整理・検討を行うことで、上述の「統計改革の基本方針」で指摘された事項への対応の素材を提供し、今後の公的統計の整備に資するものである。

- ✓ 国内でのシェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の取組実態・動向を把握すること。
- ✓ 新たな業態を統計上の確に捉えるためには、どのような情報源をどう利用すべきかについて整理すること。
- ✓ その上で、シェアリング・エコノミー等の経済規模を推計するとともに、これらの情報をSNA体系へ組み込むための基礎調査を行うことで、今後の研究の方向や手法の整理について結論を得ること。

1.2 調査研究の概要

本調査研究は以下の概要に従い、国内外の文献調査を行うとともに、国内のシェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の関係主体へのヒアリングによる実態調査を行った。また、研究内容については有識者による研究会に適宜諮りつつ検討を行った。



1.3 研究会開催概要

本調査研究内容に関しては、有識者による研究会(全4回)において検討を行い、各回の検討事項を取りまとめることで調査報告書を作成した。

◆ 研究会名

『シェアリング・エコミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究会』

◆ 委員名簿 (五十音順・敬称略)

氏名	所属
宇南山 卓	一橋大学経済研究所 准教授
(座長) 清田 耕造	慶應義塾大学産業研究所 教授
櫻本 健	立教大学 経済学部 准教授
西村 清彦	政策研究大学院大学 教授
南 章行	シェアリングエコミー協会 理事

◆ 研究会実施概要

	日時	議事	場所
第1回	2017年10月23日 15:00~17:00	(1)検討課題について (2)シェアリング・エコミー等新分野の市場規模について (3)シェアリング・エコミーの現状の捕捉状況及び今後の捕捉の方向性 (4)実態把握のためのヒアリング実施方針について	
第2回	2017年12月27日 13:00~15:00	(1)国内における実態把握調査(ヒアリング調査)結果報告 (2)新分野の経済活動の統計的把握の状況に関する文献調査結果報告 (3)新分野の経済統計の構築に向けた課題の検討	株式会社 三菱総合研究所
第3回	2018年2月5日 17:00~19:00	(1)国内における統計的捕捉及び国内実態調査を踏まえた分野別市場規模の検討 (2)新分野の経済活動の統計的把握の状況に関する文献調査結果報告 (3)新分野の経済統計の構築に向けた課題の検討	
第4回	2018年2月23日 13:00~15:00	(1)国内における実態把握調査(ヒアリング調査)結果報告 (2)最終報告書の取りまとめ方針	

第2章 新分野の経済活動の統計的捕捉に関する文献研究

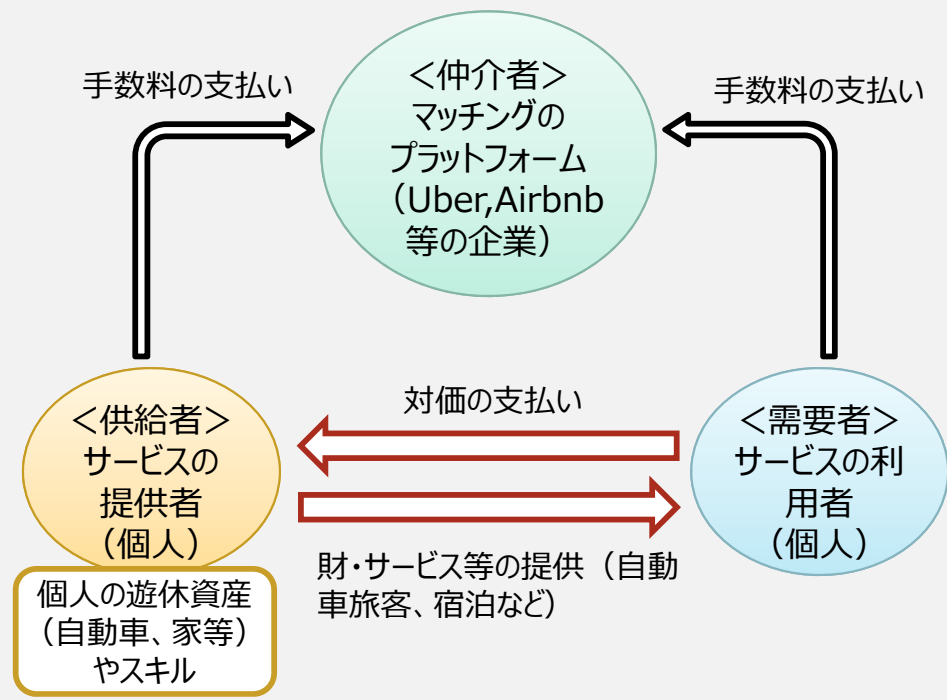
- 2. 1 シェアリング・エコノミー及びインターネット上の無償サービスの概要
- 2. 2 国際機関等における議論
- 2. 3 捕捉にむけた各国の取組

2.1 シェアリング・エコノミー及びインターネット上の無償サービスの概要

シェアリング・エコノミー

- 総務省「平成29年版情報通信白書」（平成29年）では、「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義。
- 本研究では、シェアの対象として、スペース、移動、スキル・時間、モノ、カネ等を想定、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象。

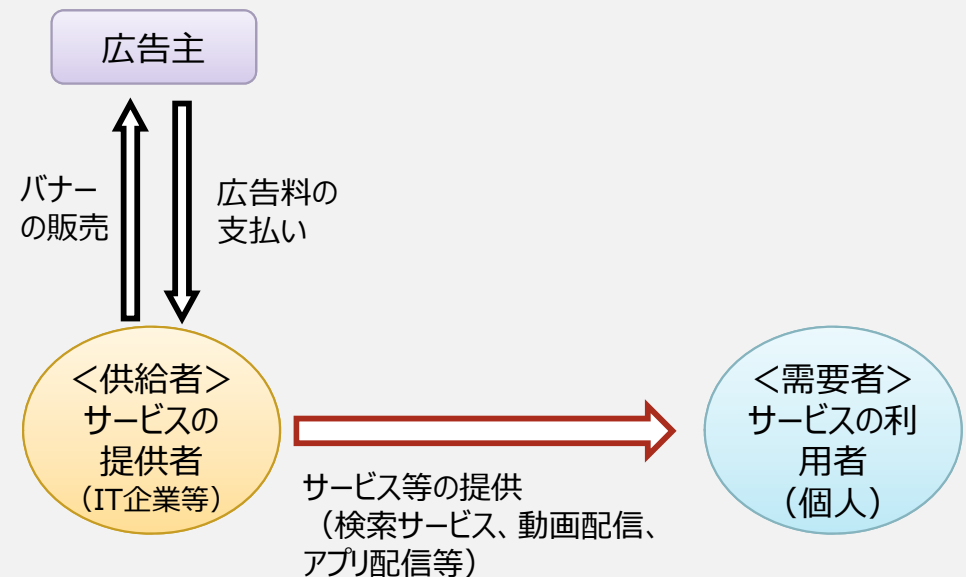
図：シェアリング・エコノミーのイメージ図



インターネット上の無償サービス

- 近年のIT技術の進歩に併せて、インターネット上の検索サービスや地図サービス、動画や音楽等のコンテンツ配信、スマートフォンの各種アプリケーション等、消費者が無償で利用することの出来る様々なサービスが普及。
- こうしたサービスは、消費者からの利用料ではなく、主に広告収入を収益源として提供される。

図：インターネット上の無償サービスのイメージ図



出典：三菱総合研究所(2017)「サービス統計再構築に関する調査研究 報告書」、総務省統計委員会担当室委託研究。

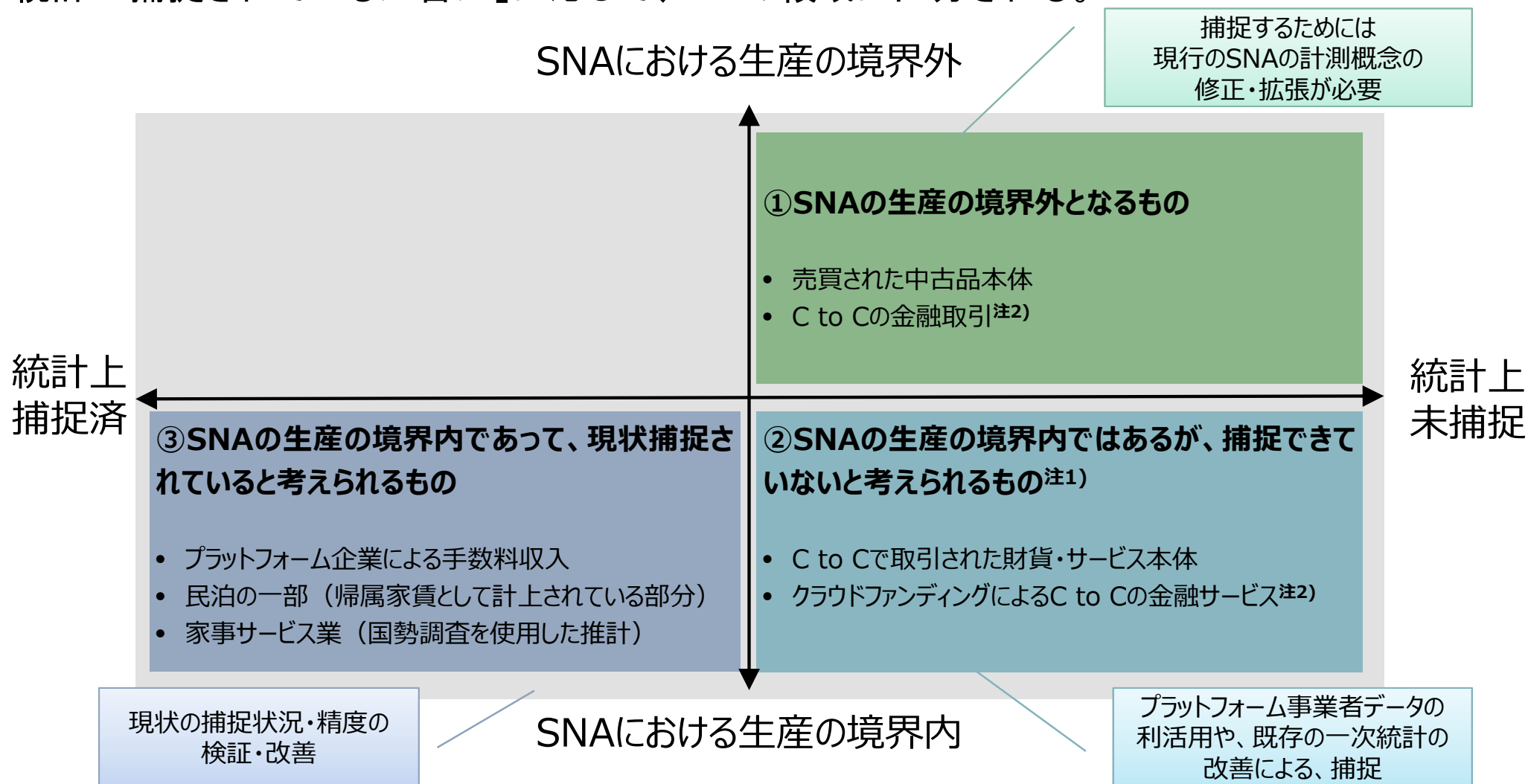
2.2 国際機関等における議論

新分野の経済活動が経済統計における計測に及ぼしうる影響はいくつかあるが、実際の規模の大小についての分析は、両論様々あり。

シェアリング・エコミー（SE）と経済統計における計測	
シェアリング・エコミー(SE)が経済統計に及ぼす影響	経済活動規模の推計事例
<ul style="list-style-type: none"> ■ 従来の非市場活動がマネタイズされる一方、GDPでは活動の一部（仲介企業による仲介手数料）しか捉えられない。(Bean, C. (2016)) ■ 既存の労働統計ではSEのための個人・世帯の労働時間を捕捉出来ない。そのため労働生産性の測定に影響を及ぼす。(Bean, C. (2016)) ■ 例えば自動車などの耐久消費財がSEの生産活動に用いられる場合、それらはSNA上では投資として計上されるべき。(Bean, C. (2016)) ■ 民泊に関しては帰属家賃の形で一部計上済み。(Ahmad and Schreyer (2016)) ■ SEにおける家計によるサービス提供のための中間投入の把握が課題。(Coyle(2014)) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Uberのドライバー数や運転時間等のデータを用いて、自動車をライドシェアにおける生産活動に投入した場合に、家計の耐久消費財ではなく、投資として新たに計上される価額を推計した結果、米国における総投資額の0.1%以下に留まり、ライドシェアの投資への貢献度は比較的小さい可能性。(Ahmad et. al. (2017))
インターネット上の無償サービスと経済統計における計測	
インターネット上の無償サービスが経済統計に及ぼす影響	経済活動規模の推計事例
<ul style="list-style-type: none"> ■ ネット上の無償サービスの登場によって、既存のサービス消費との代替が発生するが、GDP上の捕捉は不十分。(当該サービスのアウトプットが過小評価される) (Bean, C. (2016)) ■ アウトプットの数量や価格も、限界生産費用が限りなくゼロに近く複製が容易であるため、適正な計測が難しい。考えられる手法としては、「広告料への体化」、「機会費用による評価」、「ビッグデータのデータベースへの投資」の3つのアプローチが考えられる。(Ahmad and Schreyer (2016)) ■ 広告料については、広告主側の中間消費としてみる従来の概念から、家計最終消費として捉える(広告を「見る」ことを消費と見做す)概念が提唱されている。(Nakamura et.al.(2017)) ■ ネット上の無償サービスは消費者余剰に大きく貢献しているが、無償サービスであるためその余剰を適切に捕捉出来ていない。(Ahmad et. al. (2017)) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネット上の無償サービスを「広告費収入」や「ビッグデータの価値」として評価したところ、いずれの手法の場合も、米国においてGDPの0.1%を上回る規模は無い、との結果。(Ahmad et. al. (2017)) ■ 消費者への経済実験により、無償サービスの最小補償価格(WTA)を推計し、米国におけるネット上無償サービスの年間消費者余剰を推計すると、検索エンジンで1万7000ドル、Eメールで8000ドルという規模に。(Brynjolfsson, Gannamaneni (2017))

2.2 国際機関等における議論

シェアリング・エコノミー等の経済活動は、「現行のSNAにおける生産の境界に含まれるか否か」、「統計上捕捉されているか否か」に応じて、3つの領域に区分される。



注1) なお、インターネット上の無償サービスについては、生産の境界内であり、「広告収入」という形でその売上げが把握可能であるが、「無償サービス」それ自体としての把握は困難である。

注2) なお、資金の融資等については、手数料を除き、金融取引として扱われ、SNAの生産の境界外となる。仲介サービスの手数料等の金融サービスは、生産の境界内となる。

2.3 捕捉にむけた各国の取組

シェアリング・エコノミーについて、「一次統計」、「SNAの勘定体系」、「税制」の3つの側面について、各国における捕捉の取組を調査。

一次統計における捕捉（イギリスの取組：Beck P. (2017)）

- シェアリング・エコノミーの定義：プラットフォーム事業者か否かを判断する決定樹を開発。（右図）
- 既存統計調査を活用した捕捉：“the Opinions and Lifestyle Survey”, “Labour Force Survey (労働力調査)”, “Living Costs and Food Survey(家計調査)”。
- データサイエンスの活用：Annual Business Surveyにおける事業者データベースから、プラットフォーム事業者を識別する手法を開発中。

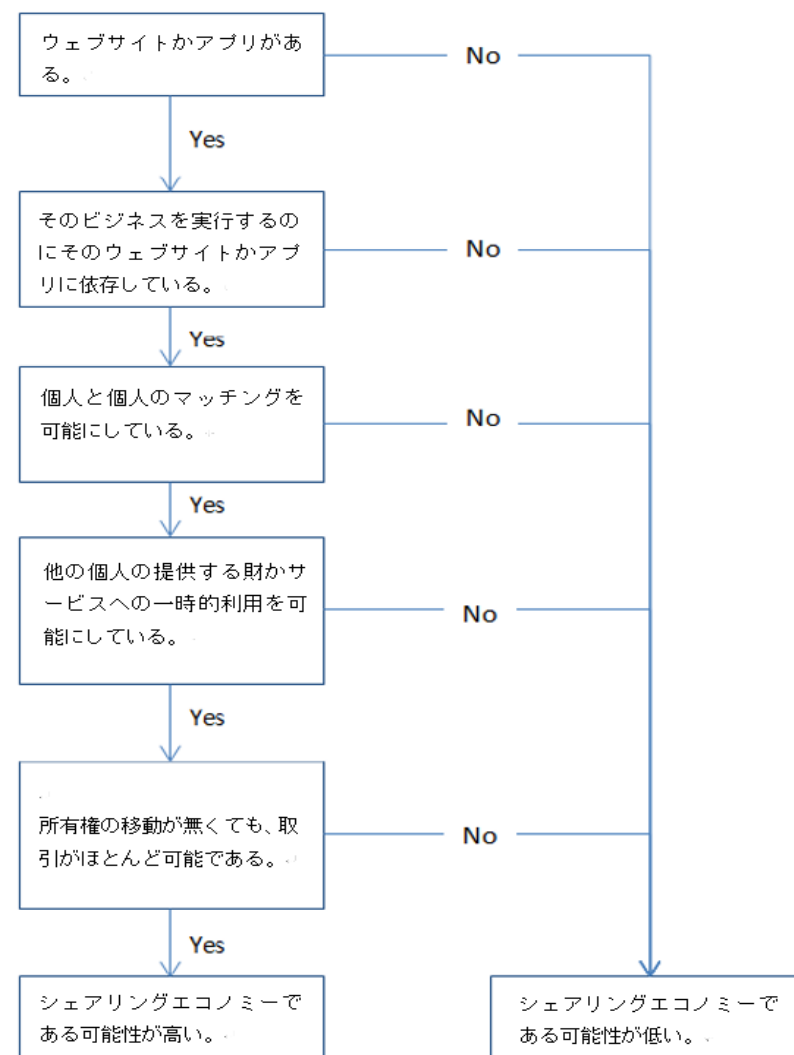
SNAの勘定体系への取込み（カナダの取組：Statistics Canada (2017)）

- 民泊、ライドシェア、クラウドファンディングの3分野について、マクロ経済勘定体系（Canadian System Macroeconomic Accounts; CMEA）における各経済取引の捕捉状況を整理。（次ページ表参照）

税制上の捕捉（フランスの取組）

- インターネットを利用した脱税行為等の新たな問題に対応するため、税務調査における既存の情報提供要請権限を2014年に見直し、対象となる情報や対象者の範囲を拡大。
- 給与・利子・配当等に関する支払調書に加えて、シェアリング・エコノミーに係るプラットフォーム事業者に対し、サービス提供者の取引情報の提供を、2020年から義務付けることとしている。

図：プラットフォーム事業者か否かを判断する決定樹



出典：Beck P. (2017)

2.3 捕捉にむけた各国の取組(カナダの取組)

カナダにおけるCMEAにおいて、シェアリング・エコノミーに関する経済活動を、経済活動主体および活動内容それぞれについて勘定体系上の分類を行い、各活動の捕捉状況を整理。

図：シェアリング・エコノミーにおける経済活動のCMEA上の分類（民泊）

制度単位	制度単位の分類	経済活動	経済活動の分類	CMEAでの捕捉
民泊プラットフォーム	非居住者	市場産出（商用サービス）	輸入	不十分： <ul style="list-style-type: none"> 非居住者は調査対象外。 法人化でない事業者は利用可能な行政/調査統計情報データで把握されていない可能性あり。 家計消費（すなわちゲスト料金）に含まれている可能性あり。
	居住非金融企業	市場産出（商用サービス）	事業者部門での生産	生産と外国直接投資は調査かつ・または税データで把握されている。
ホスト（個人）	非法人事業者（家計部門）	1)宿泊サービスにおける市場産出 2)商用サービスの消費	1)混合所得 2)中間消費—輸入、投入	不十分： <ul style="list-style-type: none"> 法人でない事業者は利用可能な管理/調査データで把握されていない可能性あり。
ホスト（法人）	非金融企業（事業者部門）	1)宿泊サービスにおける市場産出 2)商用サービスの消費	1)産出 2)中間消費—輸入、投入	捕捉されている。
ゲスト（個人または事業者）	家計または事業者（法人および非法人）	宿泊サービスの国内消費	最終消費／中間消費	捕捉されている。
		宿泊サービスの国外消費	旅行サービスの輸入	捕捉されているが、標準的なホテル料金を基礎としているため過大評価の可能性。
		商用サービスの消費（仲介手数料）	輸入	捕捉されているが、輸入に分類されていない（家計消費にゲスト料金として埋め込まれている）。
	非居住者	宿泊サービスの国内消費	旅行サービスの輸出	捕捉されているが、標準的なホテル料金を基礎としているため過大評価の可能性。
		宿泊サービスの国外消費	CMEAの範囲外	CMEAの範囲外。
		商用サービスの消費（仲介手数料）		

出典：Statistics Canada (2017)

第3章 国内における実態把握調査

- 3. 1 国内シェアリング・エコノミーの概況
- 3. 2 国内シェアリング・エコノミーの実態把握調査結果・ヒアリング実施概要及び結果概要

3. 1 国内シェアリング・エコノミー業界の概況

各分野のシェアリングについて、既存の産業分類との関連を踏まえ、業態を類型化。

分野	類型	事業内容	備考
スペース	民泊	個人の自宅や空家等住宅をシェアし宿泊者向けに貸し出し	
	その他不動産の賃貸	空き地やテナント等の空きスペース、シェアオフィス等のレンタル	※主にBtoC
		駐車場のレンタル	
	その他	広告スペースのシェア	
		土地のマッチング+アパート経営支援	
	遊休農地のシェア		
移動	ライドシェア	個人(家計)が行う旅客輸送サービスや相乗り(のマッチング)	※白タクは道路運送法上の規制対象。
	タクシー等のマッチング	法人(企業)や個人事業主が行う伝統的な旅客輸送サービス(のマッチング)	※タクシー配車等既存産業と同様。
	乗り物のシェア	個人(家計)が所有する自動車等の乗り物を貸し借りする。	※モノのシェアに該当。
	レンタカー等	法人(企業)等が自ら所有するものの賃貸サービス	※レンタカー等既存産業と同様。
モノ	モノのレンタル	服飾品や雑貨等を個人間で貸し借り	※主にC to C
		企業等の保有資産(服飾品、自動車、研究設備等)をレンタル	※主にB to C
	中古品販売	中古品を売買	
	ハンドメイド品販売	個人のハンドメイド品を売買	
スキル・時間	オンラインマッチングサービス	家事サービスもしくは家政婦等(のマッチング) イラスト制作等、個人のスキルのフリーマーケット	※家事サービス等は既存産業と同様。 ※代行などの時間のシェアを含む。
	クラウドソーシング	企業等がインターネットを介して不特定多数の人々に案件の依頼を行う。	
カネ	寄付型	被災地・途上国等の個人・小規模事業等に対して、ウェブサイト上で寄付を募集する、等	
	購入型	購入者から前払いで集めた代金を元手に、製品の開発・生産等を行い、完成後の製品・サービス等を購入者に提供する等	
	投資型	プラットフォーム事業者を介して、 ・事業者が発行する株式を購入する(第一種少額電子募集取扱業) ・投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う。(第二種少額電子募集取扱業) ・事業者に融資を行う(貸金業)	

3.2 国内シェアリング・エコノミーの実態把握調査

- ◆ 一部のシェアリングでは、サービス提供側への法人の参入がある。
- ◆ 個人によるサービス提供でも中間投入が発生しているケースがある。

分野	経済活動の実態(プラットフォーム側)	サービスの利活用実態(個人)
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルとしては、主な収益源は手数料収入であり、その一部からプラットフォーム利用者に対する保険サービスの費用等を負担している。 手数料については、ホストから得るホスト手数料と、旅行者(ゲスト)から得るゲスト手数料からなるのが一般的で、両者を合わせると、平均で15%程度である。 ホスト側には、法人・個人が混在すると認識しているが、正確な識別は難しい。 個人から物件を預かり、民泊管理を代行する事業者が多数存在。住宅宿泊事業法では住宅宿泊管理業に位置づけられる。この場合、民泊サービスの中間投入はこの代理業者から把握の可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人で自身の部屋を不在時に貸し出す場合は、物件や鍵の管理は自身で行い、清掃などはまれに清掃業者へ委託。 投資的に民泊を行っている個人は、代行業者へ委託する事例が多数。 宿泊者は外国人が多い。
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルとして、手数料収入によるプラットフォームと手数料無料のプラットフォームがある。手数料は平均すると10%程度である。 取引内容としては、中古品売買の割合が高い。 中古品販売のプラットフォームにおいては、一部ハンドメイド品や農産物などの出品もある。 決済はクレジットカードや銀行決済等。 	<ul style="list-style-type: none"> ハンドメイド作家として本業で収入を得ているサービス提供者もいる。 その場合、必要に応じて税務申告も実施。 出品時にかかる中間費用は、物流費程度。
スキル・時間	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルとして、主な収益源は手数料収入である。手数料は10%~25%程度である。 利用者、プラットフォーム事業者ともに原則国内居住者である。また利用者はほとんどが個人。 決済はクレジットカードやキャリア決済、コンビニ・銀行決済、電子マネー等。 	<ul style="list-style-type: none"> フリーランスとして本業で収入を得ている利用者もいる。 その場合、必要に応じて税務申告も実施。
カネ	<ul style="list-style-type: none"> 「購入型クラウドファンディング」(一種の予約販売)の企業においては、案件の8割については製品購入型であり、今後も市場が成長するのは製品購入型であるとされている。 プラットフォーム側の主な収益源は、手数料収入である。費用としては、案件を発掘しコンサルティングを行うキュレーターへの人件費がコストの主である。 購入者は大半が個人である一方、販売者は法人企業が大半を占める。販売者が一部海外法人である事例はあるが、購入者が海外の個人であるケースは殆ど無い。 購入型に関してはクレジットカード決済が主である。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人ブランドの立ち上げや、個人輸入品の販売などにおいても、テストマーケティングとして活用している利用者もいる。

※移動のシェア(ライドシェア)に関しては、白タク規制の下、市場規模がまだ小規模のため調査対象から除外している。

3. 2 国内シェアリング・エコノミーの実態把握調査

- ◆ プラットフォーム側が詳細なデータを把握しているケースもあるが、個人ユーザーや規制側の保有する情報も必要に応じて利用可能性あり。

プラットフォーム事業者側

- 基本的には取引や利用者に関するデータを自社で管理しており、登録者数や取引数・取引単価を逐次把握可能である事例が多い。利用者の属性（法人・個人の別や利用者の国籍など）については、把握している事業者としていない事業者がいる。
- ただし、プラットフォーム事業者の親会社が海外法人の場合、事業に関するデータは国外で保有する事例がある。
- 民泊においては、プラットフォーム側が独自調査を行っている場合、ホストの収入情報や中間投入の情報を把握している場合がある。また、特にホスト不在型で代行業者が管理を行っている場合は、代行業者がデータを保有している可能性が高い。

個人ユーザー側

- 基本的に、ユーザー側は取引回数や金額はアプリやクラウドシステム上で把握・集計可能である。
- 民泊の場合、管理を代行業者に委託している場合は、アプリ上のアカウント管理も委託しているため、個人側は把握できるのは民泊収入総額（代行業者による手数料等控除後）である。
- サービス提供側の個人が支払った中間投入費についても、自身が支払った金額は別途把握可能。
- 従事時間は把握困難な場合が多い。

規制側（民泊について）

- 現行の旅館業法は許可制であり、登録事業者の名簿はあっても、その後の宿泊データや売上等のデータは把握が難しい。
- 今後施行される住宅宿泊事業法は届出制ではあるが、都道府県に対する定期報告が義務付けられており、宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳を把握できる可能性がある。
- 国の統計調査への母集団として活用することは可能性がある。

第4章 サービス統計における計測研究

- 4. 1 SUTフレームワークを用いた整理
- 4. 2 シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の統計的把握の状況
- 4. 3 経済活動規模の試算

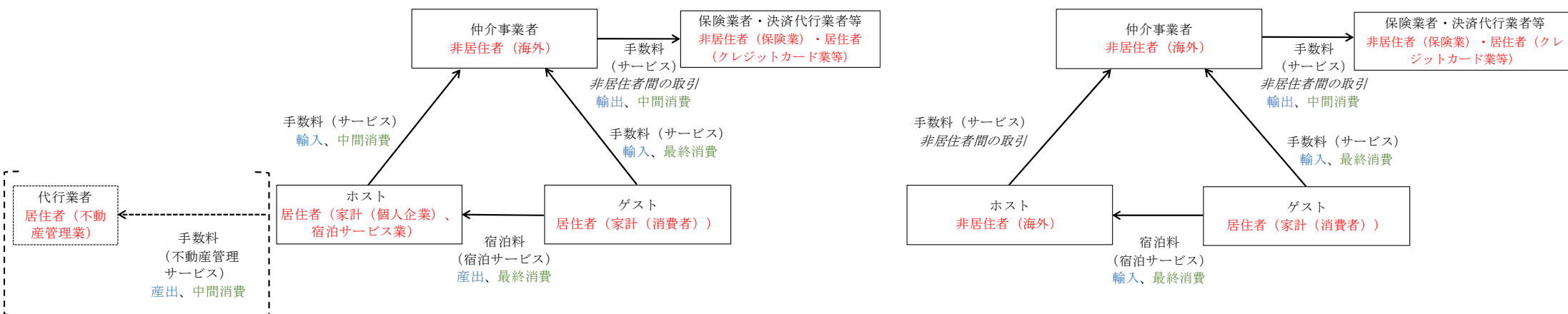
4.1 SUTフレームワークを用いた整理(スペースのシェア)

◆ 実態把握調査結果を踏まえ、シェアリング・エコミーに関する主体間の取引(サービスに対する支払や中間投入等)が、「SNAにおいてどの様に計上されるか」という観点から、SUT(供給使用表)のフレームワークを用いて整理。

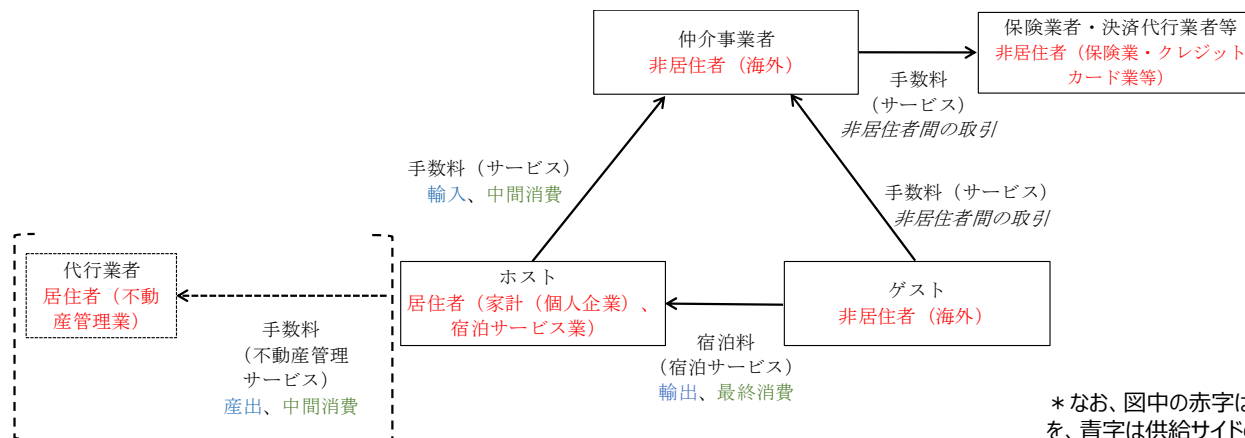
A)-1 スペースのシェア(プラットフォーム事業者が海外法人の場合)における主体間の取引

① 宿泊者が国内居住者であり、国内でサービスを消費する(国内旅行)場合

② 宿泊者が国内居住者であり、国外でサービスを消費する(海外旅行)場合



③ 宿泊者が海外居住者であり、国内でサービスを消費する(訪日外国人)場合



* なお、図中の赤字は居住/非居住の別(カッコ内は制度部門、産業)を、青字は供給サイドの項目を、緑字は使用サイドの項目を示している。

4. 1 SUTフレームワークを用いた整理（スペースのシェア）

A)-2 スペースのシェア（プラットフォーム事業者が海外法人の場合）におけるSUT上の記録

供給表

産業 商品	住宅賃貸業	宿泊サービス業	清掃サービス業	クレジットカード業	輸入
旅行サービス					家主から仲介事業者への手数料支払
住宅賃貸サービス	帰属家賃等（家主居住型民泊重複分は控除）				
宿泊サービス	家主居住型の場合の副次生産物としての民泊分	簡易旅館民泊分 家主不在型民泊分			
清掃サービス			ゲスト用の室内清掃費		
クレジットカードサービス				決済サービスに関する手数料	
保険サービス					

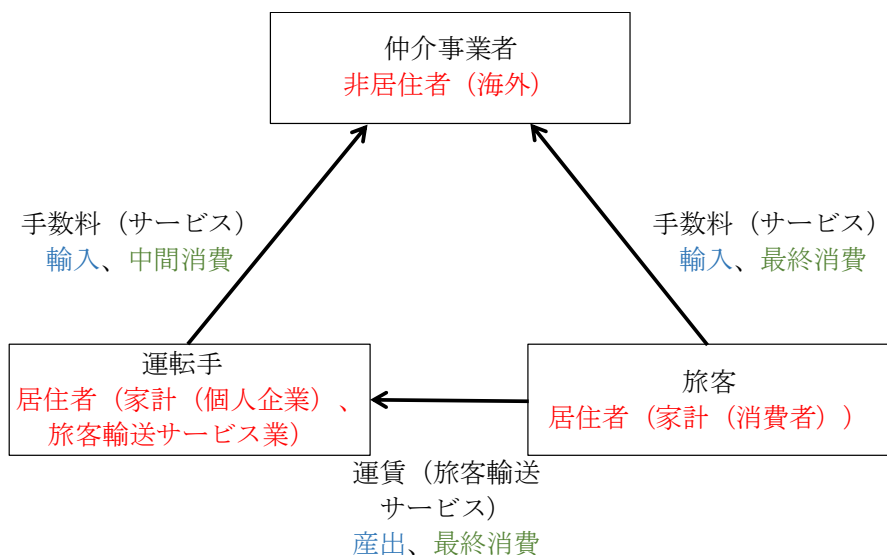
使用表

産業 商品	住宅賃貸業	宿泊サービス業	その他産業	家計現実最終消費	輸出
旅行サービス	仲介事業者への手数料支払（家主居住型の場合）	仲介事業者への手数料支払（簡易旅館、家主不在型の場合）			
住宅賃貸サービス				帰属家賃等	
宿泊サービス			国内旅行者の民泊分のうち商用目的	訪日外国人、国内旅行者の民泊分のうちレジャー目的	訪日外国人の民泊分のうち商用目的
清掃サービス	ゲスト用の室内清掃費（家主居住型の場合）	ゲスト用の室内清掃費（簡易旅館、家主不在型の場合）			
クレジットカードサービス					決済サービスに関する手数料

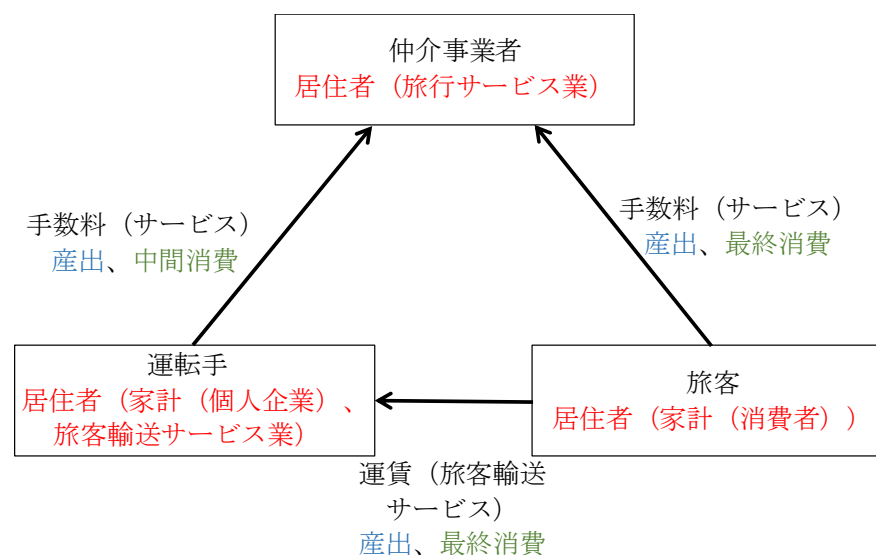
4.1 SUTフレームワークを用いた整理(移動のシェア)

B)-1 移動のシェア (プラットフォーム事業者が海外法人の場合) における主体間の取引

① 仲介事業者が海外法人の場合



② 仲介事業者が国内法人の場合*



*旅客がビジネス利用の場合、居住者（各部門）扱いとなり、中間消費として計上される。

*なお、図中の赤字は居住／非居住の別（カッコ内は制度部門、産業）を、青字は供給サイドの項目を、緑字は使用サイドの項目を示している。

4. 1 SUTフレームワークを用いた整理（移動のシェア）

B)-2 移動のシェア（プラットフォーム事業者が海外法人の場合）におけるSUT上の記録

供給表

商品 \ 産業	旅客輸送サービス業	その他産業	輸入
旅行サービス			運転手から仲介事業者への 手数料支払
旅客輸送サービス	支払運賃		
その他			

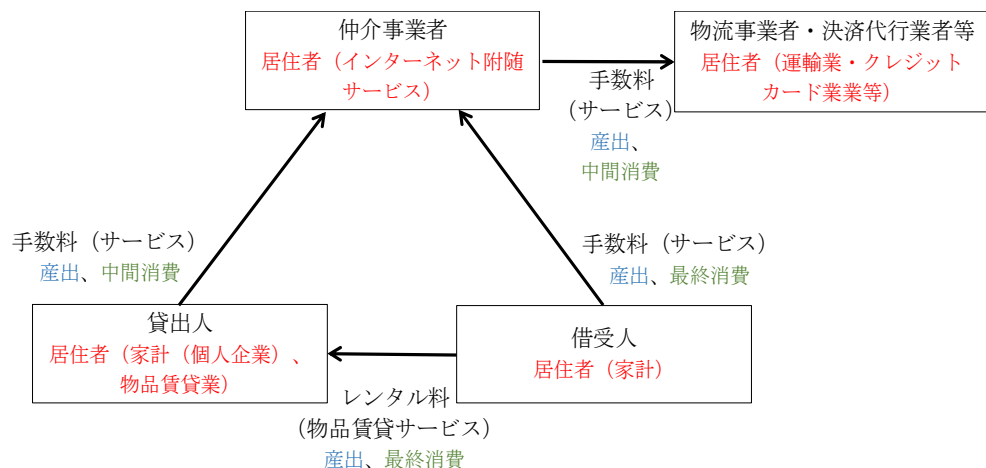
使用表

商品 \ 産業	旅客輸送サービス業	その他産業	家計現実最終消費	輸出
旅行サービス	仲介事業者への手数料支払			
旅客輸送サービス		国内旅行者の支払運賃のうち 商用目的	訪日外国人、国内旅行者の 支払運賃のうちレジャー目的	訪日外国人の支払運賃のうち 商用目的
その他				

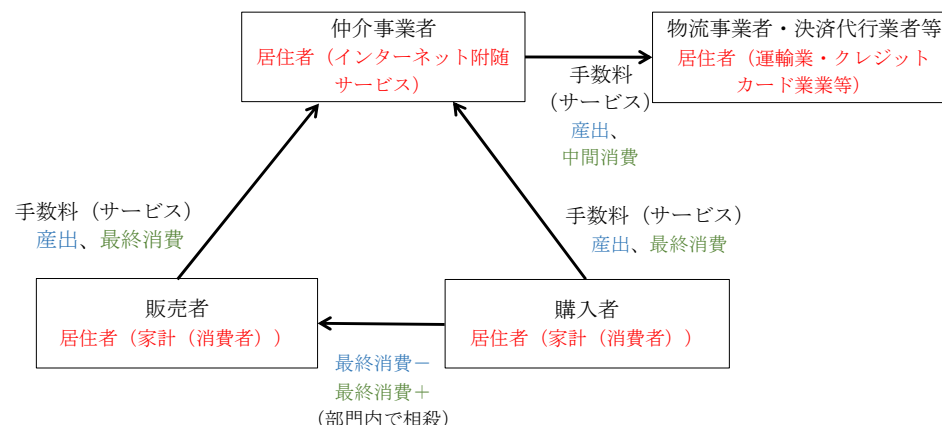
4.1 SUTフレームワークを用いた整理(モノのシェア)

C)-1 モノのシェア3類型(モノのレンタル、中古品販売、ハンドメイド品販売)における主体間の取引

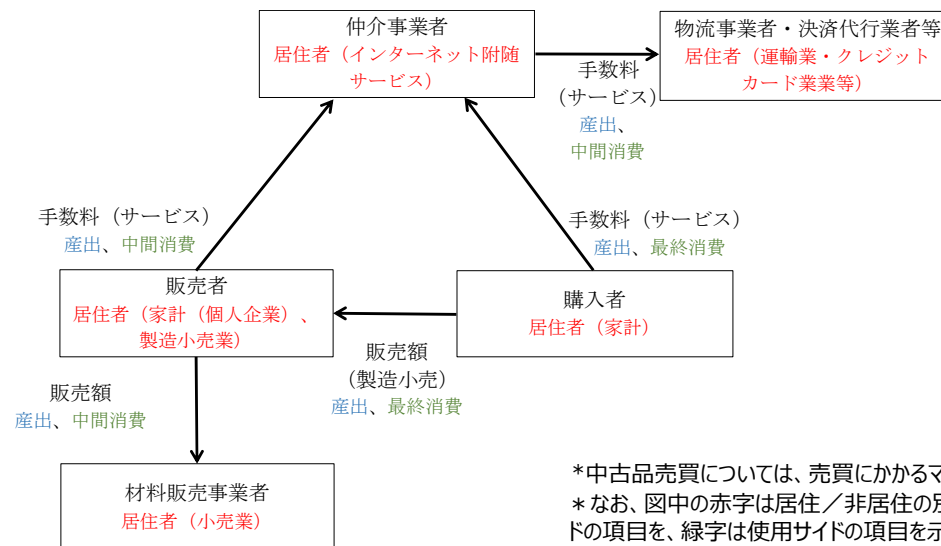
①モノのレンタル(C to C) (例:服飾品)の場合



②中古品販売(例:服飾品)の場合*



③個人製造品(ハンドメイド品)販売(例:服飾品)の場合



*中古品売買については、売買にかかるマージンのみSNA上取引として計測対象となる。
 *なお、図中の赤字は居住/非居住の別(カッコ内は制度部門、産業)を、青字は供給サイドの項目を、緑字は使用サイドの項目を示している。

4. 1 SUTフレームワークを用いた整理(モノのシェア)

C)-2 モノのシェア3類型(モノのレンタル、中古品販売、ハンドメイド品販売)におけるSUT上の記録

①モノのレンタル(C to C) (例:服飾品)の場合のSUTフレームワーク

供給表

商品 \ 産業	物品賃貸業	インターネット付随サービス業	運輸業	クレジットカード業
物品賃貸サービス	レンタル料			
インターネット付随サービス		貸出人・借受人から仲介事業者への手数料支払		
運輸サービス			物流サービスに関する手数料	
クレジットカードサービス				決済サービスに関する手数料

使用表

商品 \ 産業	物品賃貸業	インターネット付随サービス業	家計現実最終消費
物品賃貸サービス			レンタル料のうち手数料を除いた分
インターネット付随サービス	貸出人から仲介事業者への手数料支払分		借受人から仲介事業者への手数料分
運輸サービス		物流サービスに関する手数料	
クレジットカードサービス		決済サービスに関する手数料	

4. 1 SUTフレームワークを用いた整理（モノのシェア）

C)-2 モノのシェア3類型（モノのレンタル、中古品販売、ハンドメイド品販売）におけるSUT上の記録

②中古品販売（例：服飾品）の場合のSUTフレームワーク

供給表

商品 \ 産業	インターネット付随サービス業	運輸業	クレジットカード業
インターネット付随サービス	販売者・購入者から仲介事業者への手数料支払		
運輸サービス		物流サービスに関する手数料	
クレジットカードサービス			決済サービスに関する手数料

使用表

商品 \ 産業	インターネット付随サービス業	家計現実最終消費
インターネット付随サービス		販売者・購入者から仲介事業者への手数料分
衣服		中古品販売額（-） 中古品購入額（+）
運輸サービス	物流サービスに関する手数料	
クレジットカードサービス	決済サービスに関する手数料	

4. 1 SUTフレームワークを用いた整理(モノのシェア)

C)-2 モノのシェア3類型(モノのレンタル、中古品販売、ハンドメイド品販売)におけるSUT上の記録

③個人製造品(ハンドメイド品)販売(例:服飾品)の場合のSUTフレームワーク※

供給表

商品 \ 産業	インターネット付随サービス業	衣服製造業	運輸業	クレジットカード業
インターネット付随サービス	販売者・購入者から仲介事業者への手数料支払			
衣服		商品販売額製造業分		
小売サービス		商品販売額小売業分		
運輸サービス			物流サービスに関する手数料	
クレジットカードサービス				決済サービスに関する手数料

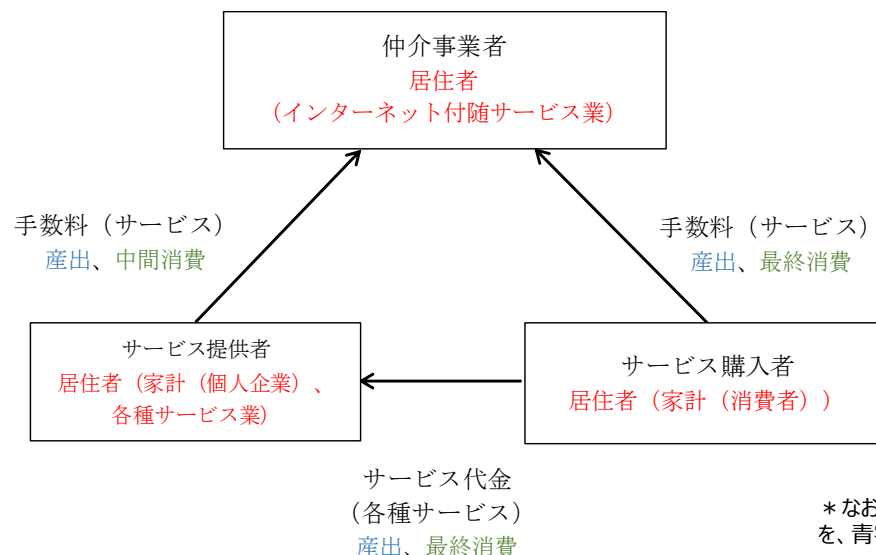
使用表

商品 \ 産業	インターネット付随サービス業	衣服製造業	家計現実最終消費
インターネット付随サービス		販売者から仲介事業者への手数料分	購入者から仲介事業者への手数料分
衣服			商品購入額
繊維製品		材料購入額	
運輸サービス	物流サービスに関する手数料		
クレジットカードサービス	決済サービスに関する手数料		

※ハンドメイド販売の場合、出品者は産業分類上衣服製造小売等に該当し、SNA上は製造分と小売分に分けて記録されるものとして整理した。

4. 1 SUTフレームワークを用いた整理(スキル・時間のシェア)

D)-1 スキル・時間のシェアにおける主体間の取引



*なお、図中の赤字は居住／非居住の別（カッコ内は制度部門、産業）を、青字は供給サイドの項目を、緑字は使用サイドの項目を示している。

D)-2 スキル・時間のシェアにおけるSUT上の記録

供給表

商品 \ 産業	インターネット付随サービス業	家事サービス業
インターネット付随サービス	サービス供給者・需要者から仲介事業者への手数料支払	
家事サービス		サービスへの支払

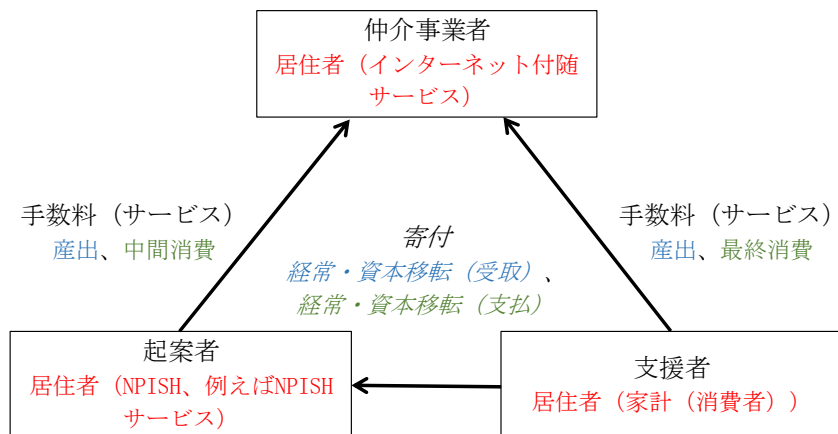
使用表

商品 \ 産業	インターネット付随サービス業	家事サービス業	家計現実最終消費
インターネット付随サービス		サービス提供者から仲介事業者への手数料支払	サービス需要者から仲介事業者への手数料支払
家事サービス			サービスへの支払

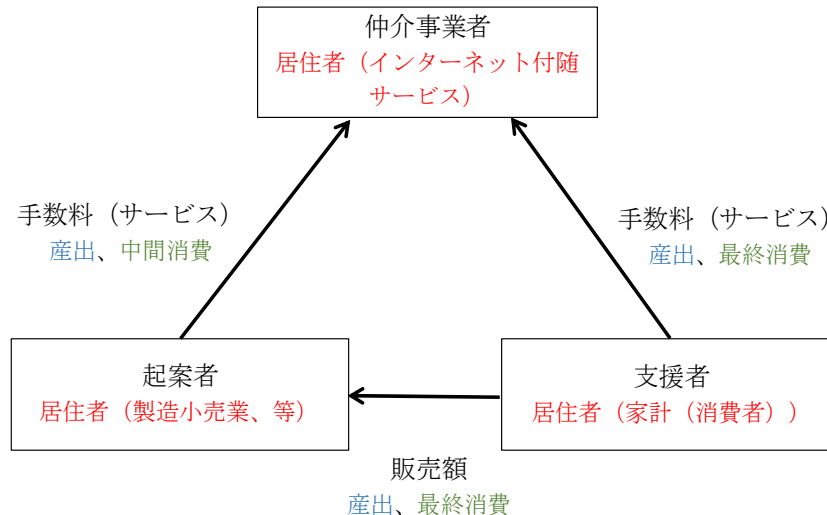
4.1 SUTフレームワークを用いた整理(カネのシェア)

E)-1 カネのシェア3類型(寄付型・購入型・投資型)における主体間の取引

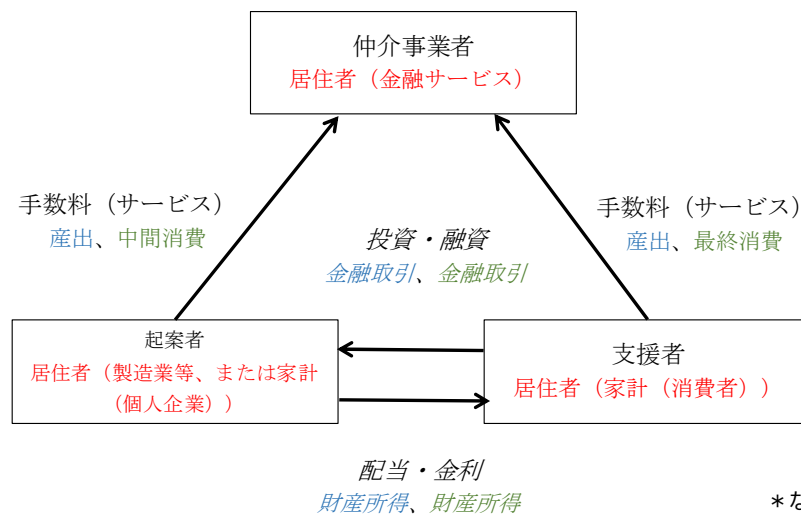
①寄付型クラウドファンディングの場合



②購入型クラウドファンディングの場合



③投資型クラウドファンディングの場合



*なお、図中の赤字は居住/非居住の別(カッコ内は制度部門、産業)を、青字は供給サイドの項目を、緑字は使用サイドの項目を示している。

4.1 SUTフレームワークを用いた整理(モノのシェア)

E)-2 カネのシェアにおけるSUT上の記録

供給表

商品 \ 産業	インターネット付随サービス業	金融サービス業	例：NPISHサービス (寄付型)	例：自動車製造業 (購入型)	例：自動車小売業 (購入型)	例：食料品製造業 (投資型)
インターネット付随サービス	寄付型・購入型の起案者・支援者から仲介事業者への手数料支払額					
金融サービス		投資型の起案者・支援者からの仲介事業者への手数料支払額				
例：NPISHサービス			NPISH			
例：自動車				商品販売額製造業分		
例：自動車小売サービス					商品販売額小売業分	
例：食料品製造業						製品出荷額

使用表

商品 \ 産業	例：NPISHサービス (寄付型)	例：自動車製造業 (購入型)	例：自動車小売業 (購入型)	例：食料品製造業 (投資型)	家計現実最終消費
インターネット付随サービス	寄付型の起案者から仲介事業者への手数料支払額		購入型の起案者から仲介事業者への手数料支払額		寄付型・購入型の支援者から仲介業者への手数料支払
金融サービス				投資型の起案者から仲介事業者への手数料支払額	投資型の支援者から仲介業者への手数料支払
例：自動車					購入型の商品購入額

4.2 シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の統計的把握の状況

- ◆ サービスの需要側・供給側・仲介事業者側の既存統計について、調査対象や期間等に関する情報を整理するとともに、実態把握調査や有識者研究会での議論を踏まえ、新分野の経済活動の捕捉状況と今後の捕捉のためのアイデアを整理。

■ サービスの需要側の統計

統計調査	主な調査事項	調査対象	サンプルサイズ	調査周期	現状の捕捉状況	今後の捕捉のためのアイデア
家計調査	日々の家計上の収入支出	全国の世帯*1	約8,000世帯	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 調査票「家計簿」では、既存サービスとの区別なく計上されている可能性が高い。 ただし、サンプルサイズが全国消費実態調査などと比較すると小さく、シェアリング・エコノミーの利用者が十分抽出されない可能性が高い。 支出側GDPのCT推計に家計調査の結果が活用されているわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> シェアリング・エコノミーのユーザーは、サービスの取引数・額を把握しているため、調査票「家計簿」において明示すれば、区別して把握することは可能と考えられる。
家計消費状況調査	特定の財・サービスの消費動向	全国の世帯	約30,000世帯	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況等について調査を行っているが、現時点でシェアリング・エコノミーに関する経済活動については調査されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用した支出額として、シェアリング・エコノミーに関する消費額を調査することで、サービスの需要側から経済活動を計測する可能性が考えられる。
全国消費実態調査	家計の消費・支出・資産	全国の世帯*2	約56,400世帯	5年おき	<ul style="list-style-type: none"> 調査票「家計簿」では、既存サービスとの区別なく計上されている可能性が高い。 年次調査ではないが、統計調査年の結果をベンチマーク値として使用。 	<ul style="list-style-type: none"> シェアリング・エコノミーのユーザーは、サービスの取引数・額を把握しているため、調査票「家計簿」において明示すれば、区別して把握することは可能と考えられる。
訪日外国人消費動向調査（民泊）	属性（国籍、性別、年齢等）、訪日目的、消費額など	日本を出国する訪日外国人客*3	約9,710サンプル	四半期おき	<ul style="list-style-type: none"> 日本滞在中の利用宿泊施設の選択肢として平成29年7-9月期より「有償での住宅宿泊」を追加し、民泊利用動向を調査している。（平成29年7-9月期では利用率は12.4%） 費目別支出のうち「宿泊料金」を把握しているため、民泊利用者についてもある程度の宿泊費を捕捉可能。 	<ul style="list-style-type: none"> SNAやIOにおいて、サービス輸出分の推計に活用。
情報通信統計 通信利用動向調査（世帯編）	インターネットの利用状況等	全国の世帯*4	約17,000世帯（H28）	毎年	<ul style="list-style-type: none"> 現在特にシェアリング・エコノミー関連の調査項目は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査票において、世帯員におけるシェアリング・エコノミーの利用状況（サービスの提供側か需要側か、シェアの分野、利用頻度・金額等）に関する設問を導入する。

*1 ただし、学生の単身世帯、病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯、料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯、賄い付きの同居人がいる世帯、住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯、世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯、外国人世帯を除く。

*2 ただし、料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯、下宿屋又は賄い付の同居人がいる世帯、住み込みの雇用者が4人以上いる世帯、外国人世帯、学生の単身者、15歳未満の単身者、雇用者を同居させている単身者、社会施設及び矯正施設の入所者、病院及び療養所の入院者、自衛隊の営舎内居住者不在の世帯を除く。

*3 ただし、トランジット、乗員、1年以上の滞在者等を除く。

*4 年齢が満20歳以上の世帯構成員がいる世帯。

4.2 シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の統計的把握の状況

■ サービスの供給側に関する統計

統計調査	主な調査事項	調査対象	サンプルサイズ	調査周期	現状の捕捉状況	今後の捕捉のためのアイデア
宿泊旅行統計調査(民泊) *1	各月の宿泊者数及びその居住地別内訳や国籍別内訳など	全国のホテル、旅館、簡易宿所	約50,000施設	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 民泊事業者のうち、現行の旅館業法上の簡易宿所として登録している事業者であれば、母集団として捕捉されていると考えられるが、無登録の事業者は捕捉されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年以降、住宅宿泊事業法における民泊認可業者を調査対象として取り込む予定である。ただし、認可事業者以外の民泊は捕捉されない。
労働力調査	就業状態や就業時間等	日本居住の全人口*2	約4万世帯及びその世帯員	毎月	<ul style="list-style-type: none"> (特に副業でシェアリング・エコノミーに関するサービスを提供している場合等に) 就業状態や就業時間に関する情報を、回答者が適切に答えておらず、これらの活動について十分捕捉できてない可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> シェアリング・エコノミー等個人事業主としてサービス提供への従事を問う設問を追加するといった方策が考えられる。
国勢調査	世帯員の属性、就業状況等	国内常住者	悉皆	5年おき	<ul style="list-style-type: none"> 家事サービス業に関しては、産業連関表上は個人事業者として捕捉されており、国勢調査抽出詳細集計結果の「家事サービス」の就業者数に毎月金労統計調査特別調査から得られる年間所得を乗じて推計されている。 	—

*1 事業所・企業データベース(総務省)より抽出。なお従業者数10人以上の事業所は全数調査とし、それ以下の規模の事業所はサンプル調査による。

*2 ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員(随員を含む)及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属(その家族を含む)は除外される。

4.2 シェアリング・エコミー等新分野の経済活動の統計的把握の状況

■ サービスの仲介者（プラットフォーム事業者）に関する統計

統計調査	主な調査事項	調査対象	サンプルサイズ	調査周期	現状の捕捉状況	今後の捕捉のためのアイデア
経済センサス基礎調査・活動調査	事業所・企業の立地、従業員数、売上・費用	全国の全ての事業所・企業	悉皆	5年おき	<ul style="list-style-type: none"> 全国における事業所が対象となっているが、シェアリング・エコミーのプラットフォーム企業はベンチャー企業が多く、事業所母集団DBにおいて把握されていない事業者が多いと考えられる。 また、産業分類も現在は「インターネット付随サービス業」として取り扱われていると考えられ、シェアリング・エコミープラットフォーム企業のみを抽出することは困難。 プラットフォーム事業者が海外法人で、日本に事業所をもっていない場合は捕捉できない。 なお、サービス提供者に関しては、事業者である場合（B to C）は、付加価値等は既存の統計において捕捉されているが、提供者が個人の場合は捕捉されていない可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは、事業所母集団DB（ビジネスレジスター）への取り込みを進める。その際は、シェアリング・エコミープラットフォーム企業としての産業分類が必要。 その後経済センサス活動調査で付加価値（手数料収入）を捕捉。
情報通信業基本調査	情報通信業企業の活動実態	全国の「G情報通信業」に属する企業	約9,000社（H29年）	毎年	<ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類大分類G「情報通信業」に属する企業について、経営の実態を調査しており、特にインターネット付随産業については売上高や利用登録者数などの調査項目が含まれている。調査対象として一部のプラットフォーム企業を捕捉できている場合は、こうした経営状況について計測可能性がある。 一方で、それらのプラットフォーム企業をシェアリング・エコミー関連事業者として識別することは出来ていないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> シェアリング・エコミー関連事業者を何らかの形で、既存のインターネット付随産業から分離することが可能となった場合、その売上高（主に手数料収入率）等の情報を調査することで、経済活動の規模推計に活用することなどが考えられる。
特定サービス産業動態統計調査	特定のサービス産業の売上高等の経営動向	特定のサービス業に属する事業を営む企業又は事業所*1	当該業種の年間売上高の概ね7割程度をカバーする売上高上位企業又は事業所	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 対象業種としてインターネット付随産業が含まれており、調査対象に一部のプラットフォーム企業が含まれる可能性がある。 一方で、それらのプラットフォーム企業をシェアリング・エコミー関連事業者として識別することは出来ていないと考えられる。 また、シェアリング・エコミー関連企業であっても、小規模事業者の場合は調査対象に含まれない。 	<ul style="list-style-type: none"> シェアリング・エコミー関連事業者を何らかの形で、既存のインターネット付随産業から分離することが可能となった場合、仲介手数料収入および手数料率等の情報を調査することで、経済活動の規模推計に活用することなどが考えられる。
サービス産業動向調査	サービス産業の生産・雇用等の動向	サービス業の企業・事業所*2	約13,000企業等及び約25,000事業所（月次調査） 約9,500企業等及び約69,000事業所（拡大調査）	毎月（月次調査） 年次（拡大調査）	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象業種としてシェアリング・エコミー関連企業が捕捉されている可能性はある。 一方で、それらの企業をシェアリング・エコミー関連事業者として識別することは出来ていないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> シェアリング・エコミー関連事業者を何らかの形で識別することが可能となった場合、仲介手数料収入および手数料率等の情報を調査することで、経済活動の規模推計に活用することなどが考えられる。

*1 物品賃貸（リース）業、物品賃貸（レンタル）業、情報サービス業、広告業、クレジットカード業、エンジニアリング業、パチンコホール、葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、フィットネスクラブ、学習塾、インターネット付随サービス業、機械設計業、環境計量証明業、自動車賃貸業、等。

*2 「G情報通信業」、「H運輸業、郵便業」「K不動産業、物品賃貸業」、「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Rサービス業（他に分類されないもの）」等。

4.2 シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の統計的把握の状況

■ 行政記録情報

データ源	現状の捕捉状況／今後の捕捉のためのアイデア
税務申告データ	<ul style="list-style-type: none">税務申告データに関しては、年間所得額が20万円以上の個人事業主は本来捕捉されていると考えられるが、実際は申告漏れがあれば記録されない。また、年間20万円未満の小規模の収入しか得ていない個人は申告対象外となる。
各種規制に関連して所管省庁の有する行政記録情報	<ul style="list-style-type: none">民泊に関しては、2018年6月より施行予定の住宅宿泊事業法において、民泊のホストは「住宅宿泊事業者」として都道府県に届出がなされ、また、プラットフォーム事業者は「住宅宿泊仲介事業者」として観光庁へ登録が行われる。これらの情報を事業所母集団DB等へ反映し、宿泊旅行統計調査等へ活用するといった方策がアイデアとして考えられる。クラウドファンディングに関しては、プラットフォーム事業者は金融商品取引法において「少額電子募集取扱業」として登録されるため、同様の事業所情報として活用するなどの方策がアイデアとして考えられる。

4.3 シェアリング・エコノミーの生産額の試算(2016年)^{注1) 注2)}

- 各分野ごとの生産額の規模を試算した上で、2.2で検討した3つの領域を踏まえつつ規模を整理。全体の生産額規模は約4,700億円～5,250億円程度。
- 「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」の規模は950億円～1,350億円程度。

シェアの分野	生産額規模 (2016年)			総額
	「①SNAの生産の境界外となるもの」	「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」	「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」	
	中古品販売 CtoCの金融取引等	CtoCの実物取引等	仲介手数料、 持ち家帰属家賃(民泊分)等	
スペース	—	700億円～1,000億円程度	700億円～800億円程度	1,400億円～1,800億円程度
モノ	2,700億円～2,750億円程度 ^{注3)}	150億円程度	100億円～150億円程度	3,000億円程度
スキル・時間	—	100億円～200億円程度	50億円程度	150億円～250億円程度
カネ	— (550億円～600億円程度 ^{注4)})	—	150億円～200億円程度	150億円～200億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 ^{注4)})
合計	2,700億円～2,750億円程度 (+カネのシェア550億円～600億円 ^{注4)})	950億円～1,350億円程度	1,000億円～1,200億円程度	4,700億円～5,250億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 ^{注4)})

注1) 現時点で利用可能な情報を用い一定の前提に基づいて試算した結果であり、幅を持って見る必要がある。

注2) 移動のシェア(ライドシェア)については、道路運送法上の白タク規制などの規制を踏まえ、我が国における経済活動は極めて小規模と考えられるため、今回の推計からは除外した。

注3) モノ①の生産額規模は、総額の3,000億円程度から②及び③を差し引いている。

注4) カネのシェアのうちC to Cの資金の取引に関してはSNA上の生産に当たらず金融取引となるため、参考値とし、合計からも除外している。

4.3 (参考)シェアリング・エコノミーの生産額の推計過程概要

➤ スペースのシェア

- 観光庁「宿泊旅行統計調査」における外国人延べ宿泊者数、および厚生労働省「全国民泊実態調査の結果について」における国内の民泊物件（旅館業法上の許可物件および無許可物件）数から民泊への外国人延べ宿泊者数を推計。なお、許可物件と無許可物件の物件数比率により民泊全体の延べ宿泊数を算出したが、許可・無許可物件間の稼働率は一定と仮定した。算出された延べ宿泊数に、厚労省同調査結果から算出した宿泊単価を乗じて、外国人による民泊利用額の総額を推計。
- 日本人による利用も含めた利用者全体に占める外国人の割合を7~9割程度と仮定し、日本人も含めた利用総額を推計。
- うち、許可物件における利用額、無許可物件における利用額のうち仲介事業者手数料分および持ち家の帰属家賃分（産業連関表における国内持ち家の帰属家賃総額を物件数により割戻し推計）を「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」とし、残りを「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」とした。

➤ モノのシェア

- モノのシェアにおいては、公表されている資料及びフリマアプリの売上データを用いて試算を行った。
- 公表されている資料からフリマアプリの流通総額（市場規模）を3000億円程度と推計した。
- 推計した流通総額の大きな部分はC to C中古品取引額であり、「①SNAの生産の境界外となるもの」と考えられるが、公開されているフリマアプリ事業者複数社の売上高データの総計を「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」とし、C to Cの実物取引総額のうちハンドメイド品売上を「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」とした。なお、ハンドメイド品割合については、公表されている取引数ベースの割合5%を基本として想定した。

➤ スキル・時間のシェア

- 既存の民間マーケットレポート等から、スキルのシェアプラットフォーム事業の国内市場規模（仲介事業者の売上）を50億円程度と仮定し、手数料率（25%と仮定）で割り戻すことで流通総額を推計。仲介手数料分を「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」とし、残りのC to C取引額を「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」とした。

➤ カネのシェア

- 既存の民間マーケットレポート等から、国内クラウドファンディングの新規プロジェクト支援金額を700億円~800億円程度と仮定し、手数料率（20%と仮定）を乗じることで仲介手数料分を推計し、「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」とした。残りのC to C取引額については、定義上はSNA上の産出には該当しないが、便宜上参考値として「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」とした。生産額の合計値からも除外している。

第5章 新分野の経済統計の構築に向けた課題整理

- 5. 1 GDP概念の再検討
- 5. 2 GDP統計における反映方法／一次統計における計測
- 5. 3 ロードマップの策定

5. 1 GDP概念の再検討／他の指標の開発等

GDP概念の再検討、他の指標の開発

- 新分野の経済活動は、SNAの推計の観点では、昔からある未観測経済の問題。デジタル化によりその規模が拡大していることが問題（e.g.中古品売買やインターネット上の無償サービス）。
- また、インターネット上の無償サービス提供の拡大による消費者余剰の増大など、生産の境界外に位置づけられる活動も増えている。
- こうした領域の規模が今後拡大する場合、どのように把握していくのか検討が必要（SNAにおける生産の境界を拡大するのか、他の指標（ダッシュボードなど）において把握するのか）。

GDP統計における反映方法の検討

- ① GDP推計体系への取り込み
 - 生産の境界内でありながら、十分捉えきれていない部分がどこなのか（C to C取引で新しく生み出されたサービスなのか、それとも手数料部分なのか）、それは把握可能なのか、といった検討が必要。
 - 生産の境界を拡大する場合には、「何が新しい生産か」も整理する必要がある。
- ② 各種経済統計への取り込み
 - ①の検討内容に従い、次ページに示すような方向性で、各種経済統計における捕捉の取組を進めていくことが必要となる。
- ③ 結果公表の新たな枠組みの検討
 - 本体系への導入前に、本体系外のサテライト勘定の枠組みで、新分野の経済活動に特化した勘定を構築することが考えられる。
 - インターネット上の無償サービス等、既存のSNA概念の変更を必要とする領域については、サテライト勘定の構築という方法もある。イギリスの事例では、シェアリング・エコノミー分野の統計的捕捉においてサテライト勘定の活用を検討している。

5.2 一次統計における計測

産業分類・生産物分類における取り込み／個別統計における計測

- ① 産業分類・生産物分類における取り込み
 - シェアリング・エコミーに関するサービス提供者の産業分類や、提供されるサービスの生産物分類の再検討が現在進んでいる。
- ② 企業統計における捕捉
 - 周期調査（経済センサス-活動調査）、年次調査（情報通信業基本調査）、動態調査（特定サービス産業動態統計調査）それぞれにおいて、シェアリング・エコミープラットフォーム企業を特定し、流通品目別の手数料収入、手数料率等を調査することで、手数料収入÷手数料率により市場規模推計（生産額推計）の基礎資料とする。またその際、産業分類の見直しも重要となる。
- ③ 家計統計等における捕捉
 - 周期調査である全国消費実態調査における反映を検討するとともに、サンプルサイズに限界のある動態調査（労働力調査、家計調査）については、シェアサービスに係る活動量の推計精度の観点から、母集団名簿、標本設計の検討が必要。
- ④ 行政記録情報の活用
 - 民泊規制（住宅宿泊事業法）等に関連する情報として、プラットフォーム事業者・サービス提供者等の捕捉において必要となる、登録事業者情報等を取得する。民泊に関しては、住宅宿泊事業法における住宅宿泊事業者の登録情報や2ヶ月おきの報告、住宅宿泊仲介業者、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者の登録情報（民泊）などがある。また金融商品取引法の第二種少額電子募集取扱業務の登録情報（クラウドファンディング）等を活用することも望まれる。さらに、欧米諸国での取組を踏まえると、申告所得税等の行政記録情報は、サービス供給主体を把握する上で重要な情報となる。
- ⑤ プラットフォーム企業が有するデータの利活用
 - 取引回数や利用者情報などについて、プラットフォーム企業へ任意調査の形で直接調査行う等の方法が考えられる。その際、今後のSNAへの計上を見据えると、利用者の国籍情報などの情報は、概念との整合性の観点から重要となる。
- ⑥ プラットフォーム企業に関するサーバーデータの利活用
 - 特に統計調査を実施することが困難な海外法人のプラットフォーム企業など、情報が得られない場合は、Web ScrapingやAPIの技術を活用したプログラムによって、情報を取得していくことも考えられる。
- ⑦ 資金循環統計、国際収支統計への取り込み
 - プラットフォーム事業者が海外法人の場合は、サービスの提供者・需要者とプラットフォーム事業者との取引が越境取引となる。その場合、外為法「支払又は支払の受領に関する報告書」での捕捉状況を検証し、捕捉できない小口取引の補填推計方法の見直しが必要となる。

付録 参考文献一覧

参考文献一覧

- Ahmad N., J. Ribarsky and M. Reinsdorf (2017) "Can potential mismeasurement of the digital economy explain the post-crisis slowdown in GDP and productivity growth?", OECD Statistics Working Papers 2017/09.
- Ahmad N. and P. Schreyer (2016) Measuring GDP In a Digitalised Economy, OECD Statistics Working Papers 2016/07.
- Australian Bureau of Statistics (2017) Industry treatment of Sharing Economy units, Information Paper August 2017.
- Bean, C. (2016) Independent review of UK economic statistics: final report, HM Treasury, Cabinet Office.
- Beck P. (2017) The feasibility of measuring the sharing economy: November 2017 progress update, Office for National Statistics.
- Brynjolfsson, E, A. Gannamaneni, and F. Eggers (2017) Using Massive Online Choice Experiments to measure changes in Well-being, MIT Initiative on the Digital Economy.
- Brynjolfsson, E., and J. Oh (2012) The Attention Economy: Measuring the Value of Free Digital Services on the Internet, AIS Electronic Library.
- Coyle, D. (2014) Do-it-yourself digital: the production boundary, the productivity puzzle and economic welfare, ESCoE Discussion Paper 2017-01.
- Hardie M. (2016) The feasibility of measuring the sharing economy, Office for National Statistics.
- Nakamura L., J. Samuels and R. Soloveichik (2017) Measuring the 'Free' Digital Economy within the GDP and Productivity Accounts, Working Paper 17-37, Federal Reserve Bank of Philadelphia.
- Nicholls K. (2016) The feasibility of measuring the sharing economy: progress update, Office for National Statistics.
- Statistics Canada (2017) Measuring the sharing economy in the Canadian Macroeconomic Accounts.
- Stokes K., E. Clarence, L. Anderson, and A. Rinne (2014) Making sense of the UK collaborative economy.
- Strassner, E. H. (2017) The Challenge of Measuring the Digital Economy, BEA.
- United Nations (2012) Guide on Impact of globalization on national accounts.
- United Nations, European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, and World Bank (2009) System of National Accounts 2008
- 経済企画庁経済研究所 (2000)「我が国の93SNAへの移行について(第3章)」(平成12年11月)。
- 厚生労働省 (2017)「全国民泊実態調査の結果について」(2017年3月1日発表)。
- 作間逸雄 (2014)「『貴重品』概念の検討」『専修経済学論集』第49巻第2号, 1-16頁。
- 総務省 (2017)「平成29年版 情報通信白書」。
- 内閣府経済社会総合研究所 (2016)「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について(平成23年基準版)」(平成28年11月)。
- 内閣府 (2017)「第10回 税制調査会(2017年6月19日)資料」
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai.html>
- 橋本美由紀 (2009)「無償の評価と世帯生産サテライト勘定」『オケーショナルペーパーNo.18』法政大学日本統計研究所。
- 三菱総合研究所 (2017)「サービス統計再構築に関する調査研究 報告書」, 総務省統計委員会担当室委託研究。
- 山口真一・坂口洋英・彌永浩太郎 (2018)「インターネットをととした人々の情報シェアがもたらす消費者余剰の推計」『InfoCom REVIEW』Vol.70, 情報通信総合研究所。
- 山岸圭輔 (2017)「SNAのより正確な理解のために～SNAに関し、よくある指摘について～」,『季刊国民経済計算』第162号, 内閣府経済社会総合研究所。
- 経済産業省 (2017)「平成28年度 我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」